

退職管理の適正の確保について

地方公務員法の改正に伴い、公務の公平性に対する県民の信頼を確保するため、平成28年4月から、職員の再就職に関し、法令上のルールとして新たな規制等が設けられました。

現職職員に対する再就職等規制

① 他の職員の再就職に関する依頼等(あっせん)の禁止

現職の職員は、営利企業等に対し他の職員や元職員(OB)を再就職させる目的で依頼・要求、情報提供等を行ってははいけません。(一部例外あり)

※「営利企業等」とは、営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいいます。



県職員

今年〇〇次長が退職するので、そちらで雇ってもらえませんか。

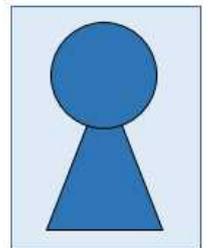
【再就職の依頼・要求】

3年前に退職した〇〇部長が再就職先を探しているようですよ。

【再就職させる目的で情報提供】

貴社の専務さんが辞めるそうだけど、どれくらい報酬もらっているの。

【再就職させる目的で情報提供依頼】



営利企業等役職員

② 利害関係企業等に対する在職中の求職活動の禁止

現職の職員は、在職中に職務に利害関係を有する営利企業等に対し、自己の再就職を目的とした求職活動を行ってははいけません。また、利害関係企業等から打診され、再就職することを約束することも禁止されます。(一部例外あり)

※「利害関係企業等」とは、営利企業等のうち職員の職務に利害関係を有する法人及びその他の団体をいいます。



県職員

補助金の交付に苦労したんだから、県を退職したら雇って下さいね。

【再就職の依頼・要求】

私の職歴をまとめたので、見てもらえませんか。

【再就職する目的で情報提供】

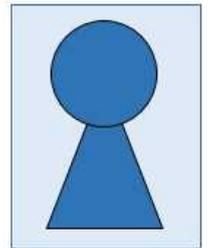
今年度末で退職するから、どこか良いポストを紹介してくれませんか。

【再就職する目的で情報提供依頼】

県を退職後は、役員待遇で迎えますので、うちの会社で働きませんか。

【再就職することを約束】

分かりました。よろしくお願いします。



利害関係企業等の役職員

⚠ 不正な行為の見返りとして上記①～②を行った場合は「3年以下の懲役」に処されることがあります。

③ 再就職者から依頼等(働きかけ)があった場合の措置

現職の職員は、職務に関連する契約等事務に関し、再就職者から職務上の行為をする(しない)ように依頼又は要求(=働きかけ)があっても、これに応じてはいけません。

また、働きかけがあった場合は、人事委員会に届け出なければなりません。

⚠ 働きかけに応じて不正な行為した者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

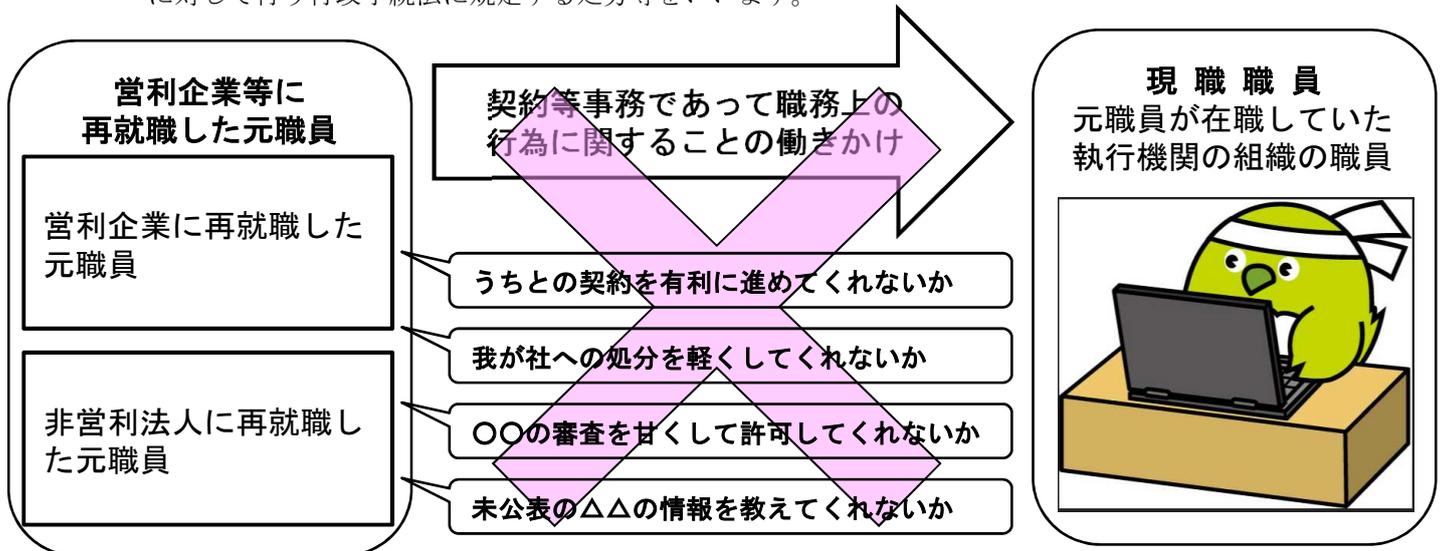
⚠ 上記①～③に違反又は義務を怠った者は「懲戒処分」の対象にもなります。

再就職者に対する再就職等規制

① 再就職者による依頼等(働きかけ)の禁止

営利企業等に再就職した元職員(=再就職者)は、現職職員に対して、契約等事務に関し、職務上の行為をする(しない)ように、依頼又は要求(=働きかけ)をしてはいけません。

※「契約等事務」とは、営利企業等との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約、又は営利企業等に対して行う行政手続法に規定する処分等をいいます。



規制対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	退職前5年間の職務に関するもの	退職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関するもの	期間の定めなし
退職前5年より前に部長等の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後2年間
退職前5年より前に所属長等以上の職に就いていた再就職者	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後2年間

⚠ 違反者は「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処される場合があります。

※「部長等」とは、各部長、会計管理者、各種委員会事務局長をいいます。
「所属長等」には、振興局の次長及び部長が含まれます。

② 再就職情報等の届出義務

県を退職後2年以内に営利企業等に再就職した元職員は、退職時の職級に関わりなく、再就職先等の情報を知事に届け出なければなりません。
県を退職後2年以内に再度の再就職をした場合も届出が必要となります。

⚠ 届出義務違反者又は虚偽届出者は「10万円以下の過料」に処される場合があります。

③ 再就職情報等の公表

再就職情報等の届出があった者のうち、退職時に課長級以上の職に就いていた者の再就職情報等は、知事が公表することとなっています。